

はC男、配偶者居住権はD子とする遺産分割協議が成立した場合や、A男が「自宅の所有権はC男、配偶者居住権はD子に相続させる。」との遺言を作成していた場合には、D子が配偶者居住権を取得して、終生、賃料を支払うこともなく自宅に住み続けることができますが、D子が亡くなった後は、C男が所有者として自宅を承継することになります。

これに対して、配偶者居住権がなければ（改正相続法施行前は）、D子を自宅に住み続けさせたいと思ったら、遺言に「自宅をD子に相続させる。」と書いておくしかありませんでした。

ただ、その場合、D子が亡くなると、A男の子、C男は自宅を相続できません。D子の子、E子が相続することになります。

ところが、**配偶者居住権であれば、D子が死亡したら配偶者居住権も消滅し、相続の対象にはなりません**（民法第1036条、第597条第3項）。またD子は配偶者居住権を誰かに譲渡することもできません（民法第1032条第2項）。

### Q3.配偶者居住権の登記

私は、夫、A男の死後、配偶者居住権に基づいて、A男が残してくれた自宅で暮らしています。

自宅の所有権は、A男と先妻の間に生まれたC男が相続していますが、私とC男とは折り合いが悪いので、**自宅を誰か第三者に売ってしまわないか、第三者が自宅を購入したら、私は自宅から出て行かなければならないのか、心配です。**

**A. 配偶者居住権を登記しておけば、仮にC男が所有権を第三者に売却しても、ずっとタダで住み続けることができます。**

### - 説明 -

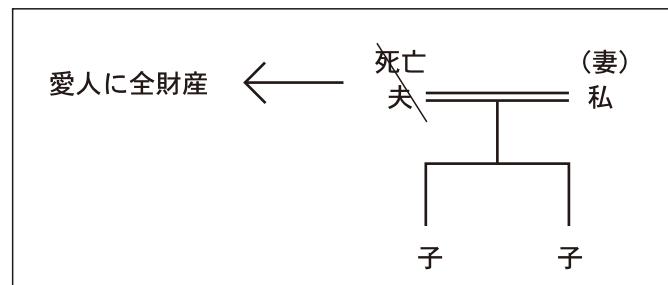
#### 4.【対抗要件】

D子が賃借権に基づいて居住しているのであれば、D子は賃借権を登記しなくても、自宅の引き渡しを受けているだけで（自宅に住んでいるだけで）、自宅を購入した第三者に対しても賃借権を主張することができます（借地借家法第31条）。

しかし、配偶者居住権に関しては引き渡しを受けているだけではダメです。登記が必要です。配偶者居住権を登記しておけば、C男が第三者に所有権を売却しても、終生、無償で居住し続けることができます（民法第1031条第1項、第2項、第605条）。

### 第3.遺留分

#### Q4.夫が全財産を愛人に貢いでいたとしても



**夫が亡くなり、全財産を愛人に贈与すると書かれた遺言が出てきました。**

このような遺言がある以上、妻である私も、子らも一切相続できないのですか？

**A.** いいえ、妻や子らには相続の「最低保障」があります。

これを「遺留分」と言います。

相続人が妻と、子2人というケースでは、妻は夫の遺産の4分の1、子らは8分の1ずつを相続することができます。

### - 説明 -

#### 5.【遺留分】

生前、自分の財産を処分することは自由です。したがって、死後の処分も自由にして